

## 社会福祉法人福寿会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に即してのみ報酬等を支給することとし、役員等がその地位にあることのみをもっては支給しない。

2 役員等には業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。ただし、法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表1 (役員等の報酬)

#### (1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

#### (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

#### (3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円